

ダイジェスト版

# 各務原市 総合計画

## 後期基本計画

2020-2024



kakamigahara



# 総合計画の概要

## 総合計画とは

総合計画とは、各務原市をどのようなまちにしていくなか、そのためにどんなことを実施していくのかを総合的、体系的にまとめたまちづくりの基本となる計画です。

## 総合計画の体系と構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成されます。また、推進する事業を「財政計画」と連動させることで、実効性のある計画を目指します。

### 【基本構想】

本市の目標とする将来都市像と施策の基本方向を定めるもので、期間は平成 27 (2015) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 10 年間です。

### 【基本計画】

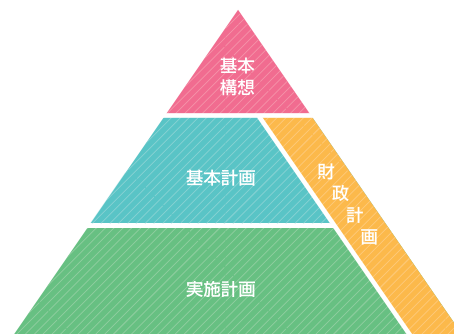
基本構想に掲げる将来都市像を実現するために必要な諸施策の方針や成果目標などを示すものです。平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年までの 5 年間を前期基本計画、令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 年間を後期基本計画とします。

### 【実施計画】

基本計画において定めた施策を着実に推進するための具体的な事業の内容と財政計画を示すものです。計画期間を 3 年間とし、1 年ごとに検証・見直しを行います。

### 【財政計画】

総合計画に掲げる事業を着実に推進するための裏付けとして、中長期的な財政状況の見通しを立て、財政運営の健全性の確保を図るものです。



## 後期基本計画

後期基本計画は本市の人口推移・社会情勢の変化や前期基本計画における取り組みの振り返りを踏まえ、本市が目指すまちの姿と進むべき道筋を示すものです。

| 年度<br>西暦 | H27<br>2015 | H28<br>2016 | H29<br>2017 | H30<br>2018 | R1<br>2019        | R2<br>2020 | R3<br>2021 | R4<br>2022 | R5<br>2023 | R6<br>2024 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基本構想     | 基本構想 10年間   |             |             |             |                   |            |            |            |            |            |
| 基本計画     | 前期基本計画 5年間  |             |             |             |                   | 後期基本計画 5年間 |            |            |            |            |
| 実施計画     | 実施計画 3年間    |             |             |             |                   |            |            |            |            |            |
|          |             |             | 実施計画 3年間    |             |                   |            |            |            |            |            |
|          |             |             |             |             | 実施計画 3年間          |            |            |            |            |            |
|          |             |             |             |             | 以降、毎年度3年間の実施計画を策定 |            |            |            |            |            |
| 財政計画     | 中期財政計画 5年間  |             |             |             |                   | 中期財政計画 5年間 |            |            |            |            |

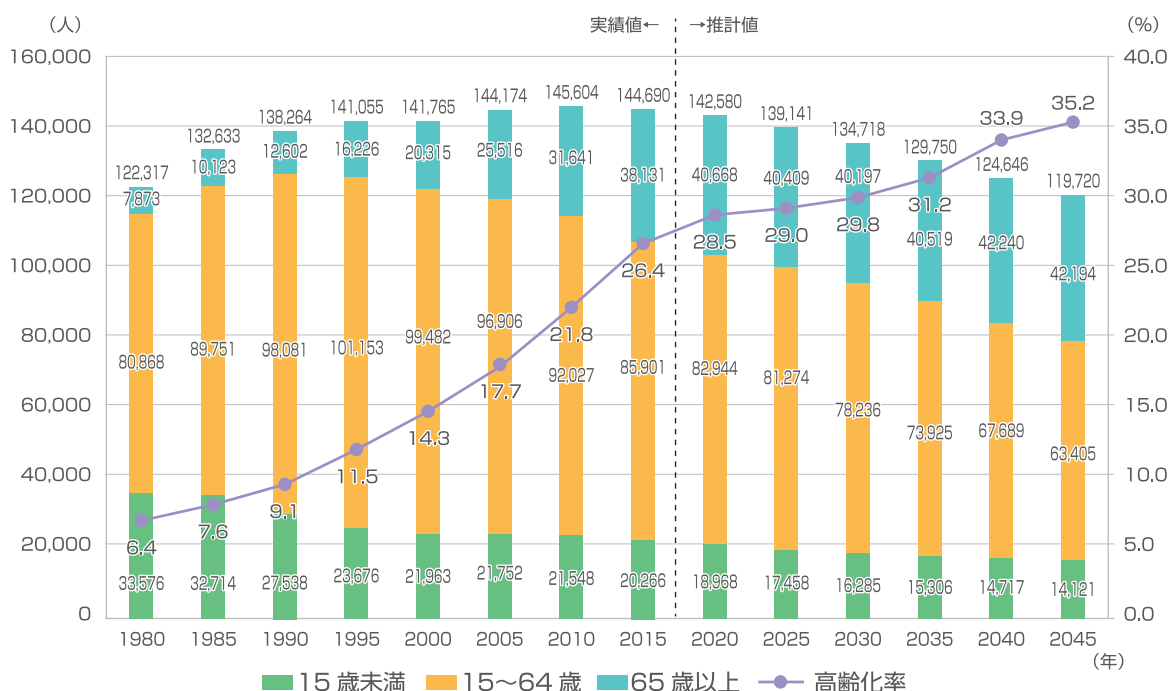
# 本市の人口推移と社会情勢の変化

## 人口推移

国勢調査によると、本市の人口は平成 22（2010）年までは増加を続けましたが、平成 27（2015）年に初めて減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所は、今後も人口減少が続くと予測しています。

また、年齢 3 区分別人口を見ると、65 歳以上の「老年人口」が増加の一途を辿る一方で、15 歳未満の「年少人口」は昭和 55（1980）年以降継続して減少、そして順調に増加していた 15～64 歳の「生産年齢人口」も平成 7（1995）年をピークに減少に転じています。こうした傾向は今後も続くと考えられます。

### 〈人口推移と高齢化率の推移〉



出典：2015 年までは総務省「国勢調査」、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所  
「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」 ※総数には不詳を含む ※2004 年以前は旧川島町を含む

## 社会情勢の変化

### ①人口減少・少子高齢化の進展と地方創生※<sup>1</sup>

日本の総人口は本格的な減少局面を迎え、高齢化も急速に進行しています。人口の過度な東京一極集中の是正、就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決を目指す「地方創生」の取り組みが求められています。

### ②ライフスタイルや価値観の多様化

個人のライフスタイルや価値観、住民ニーズは益々多様化しており、様々な暮らし方や働き方、学び方の選択ができる社会環境が求められています。

### ③安全・安心への備え

災害から生命・財産を守るため、防災・減災に関する取り組みや、自助・共助・公助のバランスの取れた取り組みの重要性が高まっています。

### ④産業・経済情勢の変化

ロボット技術、AI※<sup>2</sup>（人工知能）、IoT※<sup>3</sup>（モノのインターネット）などの技術革新が進むとともに、労働環境では、職業生活における女性の活躍や元気な高齢者の活躍が求められているほか、外国人材の受け入れが進められています。

### ⑤環境問題・エネルギー問題

資源の採取、温室効果ガス※<sup>4</sup>、廃棄物の排出などによる環境への負荷が深刻化しており、環境負荷※<sup>5</sup>の軽減を目的とした取り組みや環境問題への意識や関心が高まっています。

### ⑥行政運営

住民に身近な市町村が、まちの特徴を活かした特色ある地域づくりや自立した行政運営に主体的に取り組んでいくことが求められています。

### ⑦SDGsの取り組み

SDGsは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際社会共通の目標です。地方においても各関係者が主体的に連携した取り組みが求められています。



# 本市が目指すまちの姿

## 将来都市像と基本理念

本市は、市民や様々な団体などと意見交換することで夢や目的を共有し、すべての人が、生きがいを持って、いきいきと輝くまちづくりを目指し、将来都市像を『笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～』としています。

この将来都市像の実現に向けて、3つの基本理念「誇り～新しい人づくり・地域づくり～」、「やさしさ～新しい安心づくり～」、「活力～新しい元気づくり～」を掲げます。また、3つの基本理念につながるまちの姿として9つの基本目標を掲げ、それらに基づき基本計画において施策を展開します。

笑顔があふれる元気なまち  
～しあわせ実感 かかみがはら～



3つの基本理念

誇り

新しい  
人づくり・  
地域づくり

やさしさ

新しい  
安心づくり

活力

新しい  
元気づくり

## しあわせ指標と定住人口

まちづくりの達成度を測るものさしとして、市民の幸福度を測る「しあわせ指標」と、まちづくりの基礎的な条件として重要な要素である「定住人口」の2つを設定します。

参考値

平均点

6.63/10

平成 25 (2013) 年度市民意識調査



基準値

平均点

6.66/10

平成 30 (2018) 年度市民意識調査



目標値

令和 6 (2024) 年



令和 6 (2024) 年 145,000 人

# 後期基本計画

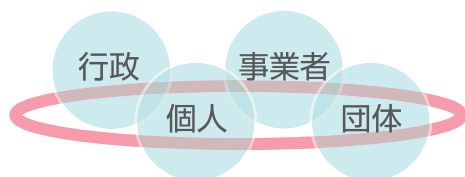
## 後期基本計画の取り組み方針

後期基本計画中の全分野共通の方針は

『**つながりづくり**』とします。

### ■人や団体間のつながり

持続可能なまちをつくっていくためには、多様な主体の連携が欠かせません。個人、団体、事業者、行政などがつながりを広げ、深めながらまちづくりを進めます。



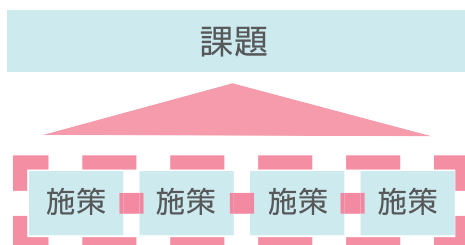
各務原マーケット日和

毎年文化の日に開催する「各務原マーケット日和」。市役所だけでなく、魅力あるまちにしたいと集まった企画委員会、ボランティアの皆さんなどと一緒にイベントを作り上げています。



### ■施策間のつながり

複雑多様化する課題に対応していくため、個々の施策をつなげるなど横の連携を強化し、取り組んでいきます。



かかみがはら寺子屋事業 2.0

子どもたちの将来の夢や郷土愛を育んでもらうために行っている「寺子屋事業」。ものづくり見学事業や福祉体験学習事業、ふるさと歴史発見事業など、さまざまな部・課で取り組んでいます。



将来にわたって、ひと・くらし・まちを支え続けるため、人口減少や少子高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化が大きく影響すると考えられる、**自治会、子ども、高齢者、雇用、行財政** などに関わる施策に、特に重点を置いたまちづくりを進めます。

# 思いやりとふれあいのある協働のまち (市民協働)

自治会やNPO※6 団体などと連携を図り、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、性別や年齢にかかわらず、すべての市民が主役となり、活躍できる場の提供に努めます。

|   |              |                                                  |
|---|--------------|--------------------------------------------------|
| 1 | 市民協働         | 1. 対話によるまちづくり<br>2. 協働によるまちづくり<br>3. まちづくりの担い手支援 |
| 2 | 自治会・<br>広報活動 | 1. コミュニティ活動への支援<br>2. 地域活動への参加促進<br>3. 広報活動の充実   |
| 3 | 人権・平和        | 1. 人権・平和の尊重<br>2. 男女共同参画社会の実現<br>3. 多文化共生の推進     |



自治会清掃活動



自主防災訓練



日本語講座ボランティア

## 心豊かで文化を育む人づくりのまち (教育・文化・スポーツ)

未来を担う子どもたちが心豊かでたくましく、自立した人間として育つよう、特色ある学校づくりや家庭・地域と連携した子どもたちの健全な育成に取り組みます。また、すべての市民が文化、歴史、スポーツに親しむ環境の整備に努めます。

|   |         |                                                               |
|---|---------|---------------------------------------------------------------|
| 1 | 学校教育    | 1. 学校教育の充実<br>2. 地域連携の強化<br>3. 学校保健の充実と食育の推進<br>4. 学校施設・設備の充実 |
| 2 | 青少年教育   | 1. 地域教育力の向上<br>2. 情報モラルの向上<br>3. 家庭教育の充実<br>4. 体験学習の充実        |
| 3 | 学びの機会   | 1. 生涯学習機会の充実<br>2. 学びの成果の活用<br>3. 社会教育環境の整備<br>4. 図書館サービスの充実  |
| 4 | 文化芸術・歴史 | 1. 文化芸術活動の充実<br>2. 歴史・文化遺産の保護と利活用                             |
| 5 | スポーツ    | 1. スポーツ機会の創出<br>2. 地域スポーツ活動への支援<br>3. スポーツ施設の充実<br>4. ホッケーの推進 |



放課後子ども教室



かかみがはらシティマラソン

## 豊かな自然と調和する共生のまち (環境)

森林環境・水環境や多様な生物の保全に努め、人と自然が共生できるまちづくりに取り組むとともに、ごみ減量化、再資源化、省資源・省エネルギーを推進し、循環型社会と環境負荷の低い低炭素社会の実現に努めます。

|   |               |                                                                                                                     |
|---|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 環境保護・<br>保全活動 | 1. 環境保護・保全活動の推進<br>2. 環境教育の充実                                                                                       |
| 2 | 循環型社会         | 1. 循環型社会の形成<br>2. 適正な廃棄物の処理                                                                                         |
| 3 | 生活環境          | 1. 地球温暖化 <sup>※7</sup> 対策の推進<br>2. 地下水の保全・管理<br>3. 生活排水対策の推進<br>4. 特定外来生物 <sup>※8</sup> の防除と生物多様性 <sup>※9</sup> の保全 |



こども環境教室



環境美化活動の日



オオキンケイギクの除草

## 元気があふれる健やかなまち

### 《保健・医療》

市民一人ひとりが自発的・自立的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりに取り組むとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域医療体制、救急医療体制の充実に努めます。

|   |       |                                                                                           |
|---|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 健康づくり | 1. 健康寿命※ <sup>10</sup> の延伸に関する啓発<br>2. 健康づくり活動への支援<br>3. 食を通じた健康づくりの推進<br>4. こころの健康の保持・増進 |
| 2 | 保健・予防 | 1. 生活習慣病等予防の推進<br>2. 歯の健康の保持・増進<br>3. 母子保健の充実<br>4. 感染症予防対策の推進<br>5. 地域における保健活動の推進        |
| 3 | 地域医療  | 1. かかりつけ医※ <sup>11</sup> 制度の推進<br>2. 救急医療体制の充実<br>3. 地域医療体制の整備                            |



健康のつどい



マタニティ広場

## 支えあいと笑顔あふれる思いやりのまち (福祉・社会保障)

地域における支えあい、助けあい等のコミュニティ活動への積極的な支援を行うとともに、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるよう適正な社会保障や福祉サービスの提供に努めます。

|   |         |                                                                                                                          |
|---|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 地域共生社会  | 1. 包括的な支援体制の構築<br>2. 地域福祉の担い手育成<br>3. 地域におけるネットワークの強化<br>4. 福祉の拠点づくりの推進<br>5. 成年後見制度 <sup>※12</sup> の利用促進                |
| 2 | 社会保障    | 1. 国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度の適正な運用<br>2. 介護保険制度の適正な運用<br>3. 生活困窮者自立支援施策の充実<br>4. 国民年金制度に関する啓発                                 |
| 3 | 高齢者福祉   | 1. 地域包括ケア体制の構築<br>2. 認知症対策の推進<br>3. 高齢者の生きがいづくりの推進<br>4. 高齢者の社会参加促進<br>5. 相談・支援体制、サービス情報提供の充実                            |
| 4 | 障がい児者福祉 | 1. 障がい児者自立支援の促進<br>2. 障がい児者の社会参加促進<br>3. 障がい児者施設の充実<br>4. 発達支援体制の充実<br>5. 相談・支援体制、サービス情報提供の充実                            |
| 5 | 子ども福祉   | 1. 地域ぐるみの子育て支援体制の強化<br>2. 子育てを学ぶ場の充実<br>3. 社会的配慮を必要とする家庭への支援<br>4. 乳幼児保育・教育の充実<br>5. 児童健全育成の推進<br>6. 相談・支援体制、サービス情報提供の充実 |



福祉体験学習



子ども館

## いつまでも住み続けたい安全・安心のまち (防災・防犯)

消防団や自主防災組織※<sup>13</sup>などの防災ボランティア団体等を支援するとともに、防災体制の充実や市民への防災意識の啓発など、地域防災対策の強化に努めます。また、市民が主体となった防犯活動の支援に努めます。

|   |         |                                                                           |
|---|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 防災体制    | 1. 防災体制の充実<br>2. 地域防災力の向上<br>3. 防災意識の高揚<br>4. 災害に強い都市づくりの推進<br>5. 避難対策の強化 |
| 2 | 消防・救急   | 1. 消防力の強化<br>2. 地域消防活動の推進<br>3. 防火対策の推進<br>4. 救急・救助体制の推進                  |
| 3 | 防犯・交通安全 | 1. 防犯活動の推進<br>2. 防犯意識の高揚<br>3. 交通安全意識の啓発<br>4. 交通安全教育の推進                  |
| 4 | 市民相談    | 1. 各種相談窓口体制の充実<br>2. 消費者保護の推進<br>3. 消費者知識の普及啓発                            |



地区防災訓練



消防団活動

## 便利で快適に暮らせるまち (基盤整備)

未来を見据えた都市計画、誰もが住みやすいまちづくりを推進するとともに、公共交通、道路、上下水道などの生活基盤の整備・長寿命化等を進め、安全・快適な生活ができるように努めます。

|   |           |                                                                           |
|---|-----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 都市空間      | 1. 適正な土地利用の推進<br>2. 魅力的な都市空間の形成<br>3. 公園・緑地の保全<br>4. 岐阜基地周辺環境の整備          |
| 2 | 交通体系      | 1. 広域幹線道路の整備<br>2. 市内幹線道路・生活道路の整備                                         |
| 3 | 上下水道・河川   | 1. 水道水の安定供給<br>2. 公共下水道（污水）の整備及び維持管理<br>3. 公共下水道（雨水）及び河川の整備               |
| 4 | 都市基盤の機能強化 | 1. 公共施設の長寿命化<br>2. 施設の高付加価値化                                              |
| 5 | 公共交通      | 1. 公共交通ネットワークの形成<br>2. ふれあいバス※ <sup>14</sup> ・ふれあいタクシー※ <sup>15</sup> の運行 |



パークレンジャー活動



雨水幹線の整備

## 賑わいと創造性を感じる活力あるまち (産業)

本市を支える産業の持続的発展を促進するために、ものづくり産業をはじめ、商業、農業、観光など各種産業の活性化や雇用の場の確保に取り組み、地域資源を活かした活力あるまちづくりに努めます。

|   |       |                                                                                                                       |
|---|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 工業    | 1. 企業誘致と市内企業の活性化<br>2. ものづくりの高度化<br>3. 産学官の連携強化                                                                       |
| 2 | 商業    | 1. 商業・サービス業の振興<br>2. 新たな事業や起業への支援                                                                                     |
| 3 | 観光・交流 | 1. 魅力ある観光プランの充実<br>2. 観光資源のブランド化<br>3. 観光振興に向けた連携の強化<br>4. 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館 <sup>※16</sup> の充実                         |
| 4 | 農業    | 1. 農地の保全と活用<br>2. 新規就農者の育成<br>3. 農産物の生産支援<br>4. 農業基盤整備の推進<br>5. 地産地消 <sup>※17</sup> の推進<br>6. 農商工連携の促進<br>7. 森林の保全と活用 |
| 5 | 雇用    | 1. 多様な人材の育成<br>2. 次代を担う人材の育成<br>3. 就労を支援する環境整備                                                                        |



岐阜かかみがはら航空宇宙博物館



大学との連携による商品開発

## 持続可能な自立した地域経営のまち 《行財政》

新たな行政需要、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、職員や施設、税収等の経営資源の効率的な活用や新たな財源の確保など、時代のニーズに合った柔軟な行政経営と強固な財政基盤の確立に努めます。

|   |                 |                                                                                                                 |
|---|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 行政運営            | 1. 人材育成<br>2. 組織運営の効率化<br>3. 効率的・効果的な行政運営<br>4. 個人情報保護と適正管理<br>5. ICT※ <sup>18</sup> を活用した市民サービス<br>6. 公共施設の適正化 |
| 2 | 財政運営            | 1. 適正な受益者負担と公有財産の管理<br>2. 財源確保の推進<br>3. 計画的な財政運営<br>4. 契約事務の公平性の確保                                              |
| 3 | 広域連携            | 1. 広域行政の推進と連携の強化<br>2. 共同による事務の効率化の推進                                                                           |
| 4 | シティプロモーション・移住定住 | 1. シティプロモーションの推進<br>2. 移住定住の促進                                                                                  |



イオンモール各務原内の  
移住定住総合窓口



DIY 型空家リノベーション事業

# まちづくりに参加しませんか？

## まちづくりミーティング

市では、「未来を見据えたまちづくりについて気軽に話し合う」をコンセプトに市の政策や地域の課題、住みよいまちづくり、子育て、安心・安全などのテーマで市長と意見交換を行う「まちづくりミーティング」を実施しています。

「まちづくりミーティング」は、市内の団体やグループが対象で、市内各地で開催します。

(申込)

まちづくり推進課 TEL : 058-383-1997

(開催実績)

| 年度       | 団体数   | 参加者数  | 提案件数 |
|----------|-------|-------|------|
| 平成 25 年度 | 11 団体 | 108 人 | 71 件 |
| 平成 26 年度 | 8 団体  | 62 人  | 44 件 |
| 平成 27 年度 | 5 団体  | 41 人  | 29 件 |
| 平成 28 年度 | 10 団体 | 120 人 | 80 件 |
| 平成 29 年度 | 8 団体  | 83 人  | 40 件 |
| 平成 30 年度 | 7 団体  | 68 人  | 37 件 |



## あさけんポスト・e ポスト

市民の皆さんから広くご意見やご提案をお聴きするため、市内（市役所本庁舎・産業文化センター・各市民サービスセンター・各福祉センター等）に専用投函ポストを設けているほか、郵送、FAX、電子メールにて受付を行っています。

(郵送・FAX の場合)

右記の提案書に記載し、まちづくり推進課までご送付ください。

送付先：〒504-8555

各務原市那加桜町 1-69 各務原市役所まちづくり推進課  
058-382-7110 (FAX 番号)

(電子メールの場合)

市ウェブサイトの専用ページよりご提案ください。

・あさけんポストで検索

市長への提案

|             |           |             |
|-------------|-----------|-------------|
| お名前<br>(必須) |           |             |
| ご住所<br>(必須) | 〒<br>各務原市 |             |
| 年 齢         |           |             |
| お電話         |           |             |
| メール<br>アドレス |           |             |
| 公表の際        | 提案者の氏名    | 出しても良い・出さない |
|             | 提案者への回答   | 必要 ・ 不要     |

提出日（投函日）  
  
年 月 日  
  
各務原市政へのご意見又は  
ご提案をお聴かせください。  
各務原市長

件名 \_\_\_\_\_ について

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

（裏面もお使いください）

- ご提案に対する回答は、市のウェブサイトと提案箱がある公共施設に置いてある「市長への提案回答集」にて閲覧できます。
- 原則として受理してから2週間を目処に回答を公表しますが、確認や調査などによっては更に時間を要する場合があります。
- お名前とご住所を必ずご記入ください。匿名・匿住所の場合、回答は行いません。
- ご提案の内容について、関係部署から電話・メール等で問合せをさせていただく場合があります。
- 「特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの」「営利を目的とするもの」「趣旨が不明確なもの」など、市長への提案の趣旨に合わないものについては、回答できません。

【裏面】

キ  
リ  
ト  
リ

(略図等) 必要に応じ、ご提案の箇所をお書きください。

## 〈用語〉

- ※1 地方創生：東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることが目的とした一連の政策のこと
- ※2 AI：「Artificial Intelligence(人工知能)」の略。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術
- ※3 IoT：「Internet of Things」の略。様々な「モノ(物)」がインターネットに接続されること
- ※4 温室効果ガス：地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体(CO<sub>2</sub>、メタンガス、フロンガス等)の総称
- ※5 環境負荷：人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれがあるもの
- ※6 NPO：「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称
- ※7 地球温暖化：CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇する現象のこと
- ※8 特定外来生物：外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぶおそれがあるもので、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律で指定された生物
- ※9 生物多様性：様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること
- ※10 健康寿命：介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせずに、自立して健康に生活できる期間
- ※11 かかりつけ医：自分自身や家族の健康管理、疾病予防などに関して、日常的な相談や診療ができる医師
- ※12 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議など、自身でこれらのことを行うことが難しい場合に保護し、支援する制度
- ※13 自主防災組織：「共助」の精神に基づき、主に自治会を基礎単位として結成された、災害による地域の被害を予防・軽減するための活動を行う組織
- ※14 ふれあいバス：平成12(2000)年より市が運行を行っているコミュニティバス
- ※15 ふれあいタクシー：平成27(2015)年より導入した市内一部地区を運行するデマンド(予約に応じて運行する)タクシー
- ※16 岐阜かかみがはら航空宇宙博物館：世界に唯一現存する「飛燕」の実機や、国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」の実寸大模型等、国内最多の43機を展示する国内唯一の本格的な航空と宇宙の専門博物館
- ※17 地産地消：国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取り組み
- ※18 ICT：「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略。情報技術に、コミュニケーションの概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること



各務原市総合計画  
後期基本計画  
(ダイジェスト版)

発行：各務原市  
〒504-8555  
岐阜県各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地  
電話：058-383-1111（代表）  
<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>